

## 平成30年度保育所保育料月額 ～善通寺市では保育料を減免し子育て家庭を支援しています～

- ・国の基準より低い保育料から更に毎月一律4,500円を減額(市独自の施策)
- ・幼稚園・保育所に入所している児童の2人目は市の基準額の半額から4,500円を減額
- ・幼稚園・保育所に入所している児童の3人目以降は無料
- ・扶養する3番目以降の就学前児童は無料(但し、所得制限該当の場合は半額から4,500円の減額)

階層区分			3歳未満児		3歳以上児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	市の基準額	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	市の基準額	5,000円	5,000円	4,000円	4,000円
		減額後の保育料	500円	500円	0円	0円
C	市町村民税均等割のみ課税世帯	市の基準額	12,000円	11,800円	10,000円	9,800円
		減額後の保育料	7,500円	7,300円	5,500円	5,300円
D 1	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	市の基準額	18,000円	17,700円	15,000円	14,800円
		減額後の保育料	13,500円	13,200円	10,500円	10,300円
D 2	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満	市の基準額	24,000円	23,600円	22,000円	21,700円
		減額後の保育料	19,500円	19,100円	17,500円	17,200円
D 3	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 133,000円未満	市の基準額	30,000円	29,500円	25,000円	24,600円
		減額後の保育料	25,500円	25,000円	20,500円	20,100円
D 4	市町村民税所得割課税額 133,000円以上 169,000円未満	市の基準額	36,000円	35,400円	26,000円	25,600円
		減額後の保育料	31,500円	30,900円	21,500円	21,100円
D 5	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 235,000円未満	市の基準額	43,000円	42,300円	27,000円	26,500円
		減額後の保育料	38,500円	37,800円	22,500円	22,000円
D 6	市町村民税所得割課税額 235,000円以上 301,000円未満	市の基準額	47,000円	46,200円	28,000円	27,500円
		減額後の保育料	42,500円	41,700円	23,500円	23,000円
D 7	市町村民税所得割課税額 301,000円以上	市の基準額	51,000円	50,200円	29,000円	28,500円
		減額後の保育料	46,500円	45,700円	24,500円	24,000円

市民税所得割額57,700円未満世帯・・・第2子半額、第3子以降無料

\*ただし、ひとり親世帯・在宅障がい者の属する世帯等については下記をご参照ください。

階層区分			3歳未満児		3歳以上児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
B	市町村民税非課税世帯	市の基準額	0円	0円	0円	0円
C	市町村民税均等割のみ課税世帯	市の基準額	5,500円	5,400円	4,500円	4,400円
		減額後の保育料	1,000円	900円	0円	0円
D 1	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	市の基準額	9,000円	8,800円	6,000円	6,000円
		減額後の保育料	4,500円	4,300円	1,500円	1,500円
D 2	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 77,101円未満	市の基準額	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円
		減額後の保育料	4,500円	4,500円	1,500円	1,500円

市民税所得割額77,101円未満世帯・・・第2子以降無料